

議 第 5 号

消費税増税に伴うまめバス運賃の対応について

消費税増税に伴うまめバス運賃の対応について、草津市地域公共交通活性化再生協議会規約第 18 条第 5 号の規定に基づき、承認を求める。

上記の議案を提出する。

令和元年 6 月 6 日

草津市地域公共交通活性化再生協議会

会長 塚口 博司

消費税増税に伴うまめバス運賃の対応について

まめバス運賃について、10月から消費税が増税される予定であることから、増税後のまめバス運賃の対応について、地域公共交通活性化再生協議会に諮るものです。

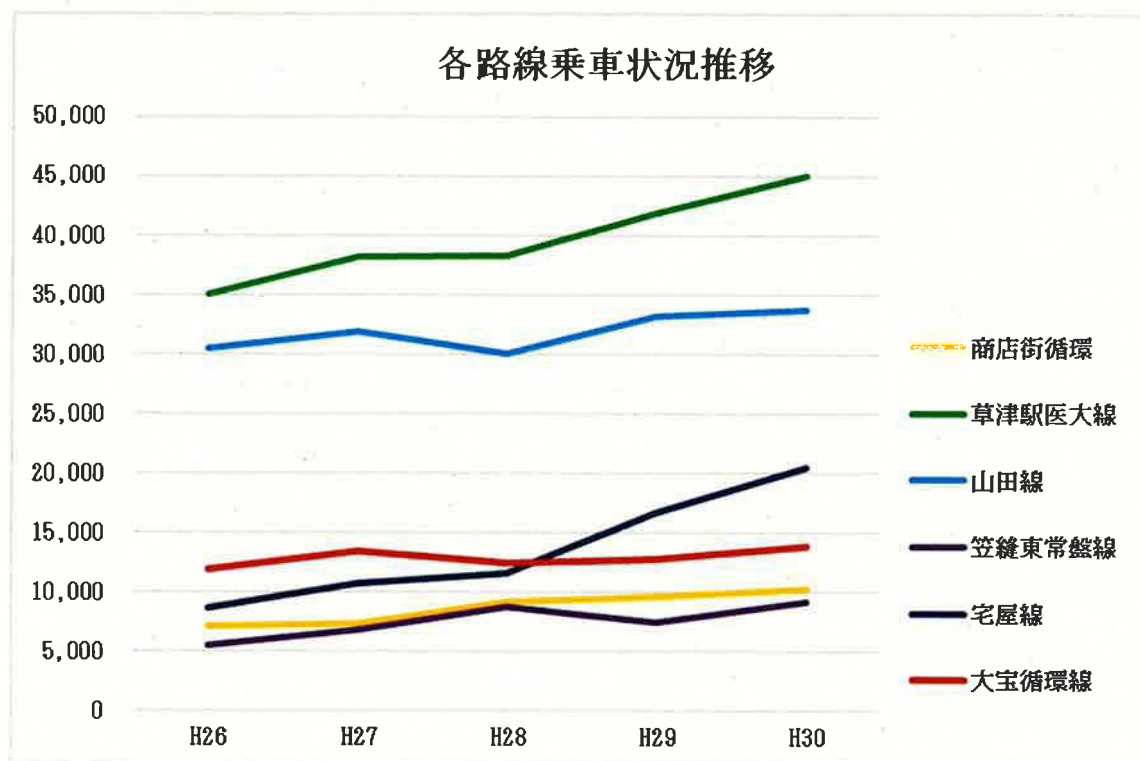
まめバスの現状等

【運賃】

大人（中学生以上）：200円、こども（小学生）：100円

【利用者数】

路線名	【H26】 H25. 10. 1～ H26. 9. 30	【H27】 H26. 10. 1～ H27. 9. 30	【H28】 H27. 10. 1～ H28. 9. 30	【H29】 H28. 10. 1～ H29. 9. 30	【H30】 H29. 10. 1～ H30. 9. 30
商店街循環線	7,133 人	7,335 人	9,181 人	9,611 人	10,352 人
草津駅医大線	35,047 人	38,155 人	38,274 人	41,894 人	45,078 人
山田線	30,484 人	31,892 人	30,045 人	33,260 人	33,773 人
笠縫東常盤線	5,565 人	6,826 人	8,747 人	7,469 人	9,220 人
宅屋線	8,715 人	10,772 人	11,607 人	16,707 人	20,478 人
大宝循環線	11,990 人	13,484 人	12,465 人	12,850 人	13,920 人



【前回増税時（H26.4）の対応】

本格運行に移行した直後であり、利用者の増加を図る観点から、現行料金で据え置きとした。

増税後のまめバス運賃の対応

【国からの通知】

国土交通省から消費税率引上げに伴う運賃改定の取扱いについて通知があり、消費税の円滑かつ適正な転嫁と、利用者の公平な負担が基本とされた。

【見直しを行う場合】

前回増税時に見直しを行っていないことから、今回見直しを行う場合は、5%から10%の増収分を見込む必要があり、210円となる。

$$\rightarrow 200\text{円} \times (110\% / 105\%) \approx 210\text{円}$$

【栗東市および守山市の対応】

市コミュニティバスの運賃は、据え置きとなる見込み。



増税後のまめバス運賃の対応については、利用者の利便性の向上および利用促進を図る観点や、近隣市の対応状況も考慮し、現行料金のまま据え置きとします。